

令和5年第1回

多摩市議会臨時会議案

多 摩 市

多摩市告示第 289 号

令和 5 年第 1 回多摩市議会臨時会を下記のとおり招集する。

令和 5 年 5 月 2 日

多摩市長 阿部裕行

記

- 1 日 時 令和 5 年 5 月 16 日（午前 10 時）
- 2 場 所 多摩市役所議場
- 3 付議事件
  - (1) 多摩市議会議長の選挙
  - (2) 多摩市議会副議長の選挙
  - (3) 多摩市議会常任委員会委員の選任
  - (4) 多摩市議会議会運営委員会委員の選任
  - (5) 東京都三市収益事業組合議会議員の選挙
  - (6) 南多摩斎場組合議会議員の選挙
  - (7) 東京たま広域資源循環組合議会議員の選挙
  - (8) 多摩ニュータウン環境組合議会議員の選挙
  - (9) 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者の推薦
  - (10) 議会運営委員会の特定事件継続調査の申し出
  - (11) 令和 5 年度多摩市一般会計補正予算(第 2 号)
  - (12) 多摩市市税条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて
  - (13) 多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて
  - (14) 多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて

## 第 26 号議案

多摩市市税条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 16 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

### 記

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、多摩市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

多摩市長

## 多摩市条例第 11 号

多摩市市税条例の一部を改正する条例

多摩市市税条例（昭和 40 年多摩市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 46 条中「又は」の次に「第 5 号の 15 の 2 様式若しくは」を加え、「によって」を「により」に改める。

第 48 条第 1 項及び第 5 項中「第 22 号の 4 様式」の次に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」を加える。

第 50 条第 1 項中「第 22 号の 4 様式」の次に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」を加え、同条第 2 項中「においては」を「には」に改める。

第 98 条第 1 項及び第 5 項並びに第 101 条第 1 項中「第 34 号の 2 の 5 様式」の次に「又は第 34 号の 2 の 5 の 2 様式」を加える。

附則第 8 条第 1 項中「令和 6 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第 10 条中「、第 63 条又は第 64 条」を「又は第 63 条」に、「、第 63 条若しくは第 64 条」を「若しくは第 63 条」に改める。

附則第 10 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 15 項」を「附則第 15 条第 14 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 22 項」を「附則第 15 条第 21 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 23 項第 1 号」を「附則第 15

条第 2 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 1 5 条第 2 3 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 2 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 1 5 条第 2 3 項第 3 号」を「附則第 1 5 条第 2 2 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 3 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 2 4 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 3 項第 2 号」に改め、同条第 1 0 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号イ」に改め、同条第 1 1 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号ロ」に改め、同条第 1 2 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号ハ」に改め、同条第 1 3 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号ニ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号ニ」に改め、同条第 1 4 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号イ」に改め、同条第 1 5 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号ロ」に改め、同条第 1 6 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号ハ」に改め、同条第 1 7 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号イ」に改め、同条第 1 8 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ロ」に改め、同条第 1 9 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ハ」に改め、同条第 2 0 項中「附則第 1 5 条第 2 9 項」を「附則第 1 5 条第 2 8 項」に改め、同条第 2 1 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項」を「附則第 1 5 条第 3 2 項」に改め、同条第 2 2 項中「附則第 1 5 条第 3 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 3 項」に改め、同条第 2 3 項中「附則第 1 5 条第 3 9 項」を「附則第 1 5 条第 3 8 項」に改め、同条第 2 4 項中「附則第 1 5 条第 4 3 項」を「附則第 1 5 条第 4 2 項」に改め、同条第 2 5 項中「附則第 1 5 条第 4 4 項」を「附則第 1 5 条第 4 3 項」に改め、同条第 2 7 項を削る。

附則第 1 0 条の 3 第 1 2 項中「附則第 7 条第 1 3 項」を「附則第 7 条第 1 7 項」に改める。

附則第 1 0 条の 4 第 2 項及び第 1 0 条の 5 第 2 項中「令和 3 年度分及び令和 4 年度分」を「令和 5 年度分及び令和 6 年度分」に改める。

附則第 1 0 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

(令和 2 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第 1 0 条の 6 法附則第 1 6 条の 4 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 3 1 日(第 5 4 条第 6 項の規定により同項に規定する仮換地等に係る

同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、市長が定める日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
  - (2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
  - (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
  - (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。
- 3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
  - (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
  - (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
  - (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
  - (5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第15条の3を削り、附則第15条の3の2を附則第15条の3とする。附則第15条の7第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改める。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」とい

う。」を削る。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の多摩市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の多摩市市税条例附則第15条の3及び第15条の7第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。



## 第 27 号議案

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したこと  
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下  
記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 16 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

### 記

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、多  
摩市都市計画税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

多摩市長

## 多摩市条例第 12 号

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例

多摩市都市計画税条例（昭和 40 年多摩市条例第 9 号）の一部を次のように  
改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 15 項」を「附則第 15  
条第 14 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15  
条第 32 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15  
条第 33 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15  
条第 38 項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15  
条第 43 項」に改める。

附則第 19 項中「第 10 項、第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21  
項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若  
しくは第 44 項」を「第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20  
項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、

第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の多摩市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第19項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

## 第 28 号議案

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分した  
ことについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下  
記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 16 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

### 記

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、多  
摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

多摩市長

## 多摩市条例第 13 号

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多摩市国民健康保険税条例（昭和 27 年多摩市条例第 39 号）の一部を次の  
ように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 21 条第 1 項中「20 万円」を「22 万円」に改め、同項第 2 号中「28  
万 5, 000 円」を「29 万円」に改め、同項第 3 号中「52 万円」を「53  
万 5, 000 円」に改める。

第 21 条の 2 中「第 22 条の 2」を「第 22 条の 2 第 1 項」に改める。

第 22 条の 2 第 2 項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証  
明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第 19 条第 3 項に規定する  
ものをいう。）」に改める。

附則第 2 項中「第 21 条第 1 項」を「第 21 条」に、「同項」を「同条第 1  
項」に改める。

附則第 3 項、第 4 項、第 6 項から第 9 項まで、第 12 項及び第 13 項中「第  
21 条第 1 項の」を「第 21 条の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。  
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の多摩市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。